

平成 30 年 10 月

お得意先 各位

新潟市中央区入船町 3-3704
新潟醤油株式会社

新潟市健幸づくり応援食品の認定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なるお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、新潟市が認定する表題の食品として、弊社「ジマンうす塩醤油」が厳正な審査の結果、対象食品として認定されましたので下記の通りご連絡申し上げます。

敬具

記

1. 認定食品

ジマンうす塩醤油／こいくちしょうゆ／本醸造／JAS 上級（規格 1 L、370ml）

2. 認定内容

日本食品標準成分表に掲載の同種の醤油が含有する食塩相当量を 20%抑えた醤油

3. ラベル変更の時期

平成 30 年 10 月中旬頃出荷分より順次変更の予定です。

4. ラベル変更の注意点

今回の認定に伴いまして、従来のラベルに記載された食塩分の低減割合が変更となっております。これは「しょうゆの表示等に関する業界申し合わせ」と「日本食品標準成分表(文部科学省)」とが規定するの基準値の差によるもので、製品自体の中身の変更はございません。

5. 参考

この醤油は健康増進法第 26 条第 1 項に基づき、消費者庁長官による許可を受けた「特定保健用食品」ではありません。

以上